



特定金属くず買受業の主な遵守事項



1 名義貸しの禁止（法第6条）

- ・ 特定金属くず買受業を営むことができるのは、届出をした個人や法人です。
- ・ 他人に届出名義を貸して特定金属くず買受業を営ませてはいけません。

2 氏名等の表示（法第5条第1項、第2項）

- ・ 営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、届出をした公安委員会の名称、届出番号等（以下「氏名等」という。）を表示しなければなりません。
- ・ ウェブサイト上に氏名等を表示する必要があります（従業者が5人以下の場合やウェブサイト有していない場合を除く。）。

3 変更・廃止の届出（法第3条第2項）

- ・ 届け出た事項（営業所の所在地を除く。）に変更があれば、変更の日から14日以内（登記事項証明書を添付すべき場合にあっては20日以内）に届け出なければなりません。
- ・ 特定金属くず買受業を廃止したときは、廃止の日から14日以内に届け出なければなりません。

4 本人確認（法第7条）

- ・ 特定金属くずを買受ける場合、運転免許証等の写真付き本人確認書類（法人の場合は、登記事項証明書か印鑑登録証明書等）にて、買受けの相手方の本人特定事項
 - 個人の場合：氏名、住居、生年月日
 - 法人の場合：名称、本店（主たる事務所）の所在地・担当者の氏名、住居、生年月日を確認しなければなりません。

5 本人確認記録・取引記録の作成等（法第8条、第9条）

- ・ 買受けの相手方の本人確認を行った場合には、直ちに、文書又は電磁的記録を用いて
 - 本人特定事項（上記4「本人確認」の内容）
 - 本人確認のためにとった措置
 - その他の国家公安委員会規則で定める事項
 - ① 本人確認を行った者の氏名
 - ② 本人確認記録の作成者の氏名
 - ③ 本人確認書類の提示や送付を受けた日付に関する記録を作成しなければなりません。

※ 対面取引・非対面取引に関わらず、本人確認書類の写しを添付する必要があります。

- ・ 特定金属くずの買受けを行った場合には、直ちに、文書又は電磁的記録を用いて
 - 買受けの相手方の氏名又は名称
 - 買受けの日付及び時刻
 - 買い受けた特定金属くずの量、特徴及び価額
 - 買受けに係る代金の支払方法
 - 代金を預貯金口座に振り込む場合は、その口座番号（規則第6条第1項第1号「本人確認を不要とする場合」に該当する場合）に関する記録を作成しなければなりません。
- ・ これらの記録は、最終の記載をした日から3年間、営業所等に保存しなければなりません。

6 盗難品の疑いがある場合の申告（法第10条）

- ・ 特定金属くずの買受けを行った場合に、買い受けた特定金属くずが盗難品の疑いがあるときは、直ちに、警察官に申告しなければなりません。

※ 手続きについて不明な点があれば営業所を管轄する警察署へ問い合わせてください。